

平成 26 年 11 月 6 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
電 話 番 号： (03)5793-1300(代 表)

転換価額・行使価額の調整に関するお知らせ

平成25年10月11日開催の取締役会において決議に基づき発行いたしました第1回転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第3回新株予約権の行使価額が、発行要項に基づき調整され、平成26年11月6日より下記の価額が適用されますので、お知らせいたします。

記

1. 転換価額・行使価額の調整

新株予約権の名称	調整前 1 株当たり 転換・行使価額	調整後 1 株当たり 転換・行使価額
第 1 回転換社債型新株予約権付社債	475.5円	465.2円
第 3 回新株予約権	475.5円	465.2円

2. 変更事由

平成26年10月21日開催の当社取締役会に決議いたしました第三者割当増資の発行価額が、各発行要項に定める転換価額または行使価額の調整事由に該当することによるものです。

・第 1 回転換社債型新株予約権付社債

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項第16項(2)へ に定める時価を下回る払込金額をもって、平成26年11月6日付で発行したため。

・第 3 回新株予約権

第 3 回新株予約権発行要項第10項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって、平成26年11月6日付で発行したため。

3. 適用日

平成 26 年 11 月 6 日

以 上

(ご参考)

・第1回転換社債型新株予約権付社債発行要項 抜粋

16. 本新株予約権の内容

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(省略)

八 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号二 ないし に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{既発行普} \\ \text{通株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\ \hline \text{時価} \\ \hline \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}}$$

二 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本号へ に定める。)を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(省略)

本号二 ないし の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号二 ないし にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(8)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ヘ 転換価額調整式に係る計算方法

転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。

転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

・第3回新株予約権発行要項 抜粋

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（省略）

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

以上